

# 事業用等駐車場の緑化助成制度のご案内

## 1. 対象駐車場

建築物(駐車場を管理する簡易な建物は除く)の敷地に含まれていない区内の駐車場

## 2. 対象者

対象駐車場の所有者または管理者(ただし、国、地方公共団体やその外郭団体を除く)

## 3. 助成内容

助成対象：下表の植栽等工事をこれから新しく行う場合の樹木等購入・植栽費、補助材購入・設置費、プランター等購入・設置費、植栽スペース造成に伴う舗装・ブロック塀等撤去費

助成金額：下表の通り。造成費用が下表金額以下になる場合は実費で、助成限度額は50万円

助成内容		助成単価
低木の植栽	樹高0.6m以上1.0m未満の低木を植栽	1本当たり 3,000円以内
中木の植栽	樹高1.0m以上1.5m未満の中木を植栽	1本当たり 8,000円以内
	樹高1.5m以上2.5m未満の中木を植栽	1本当たり 15,000円以内
準高木の植栽	樹高2.5m以上の準高木を植栽	1本当たり 24,000円以内
竹の植栽	笹を除き、樹高1.5m以上の竹を植栽	1本当たり 8,000円以内
多年生つる性植物等のフェンス緑化	フェンス等の支持材を用いて、支持材延長1mにつき3本以上多年生つる性植物等を巻きつける	1m当たり 2,000円以内
樹木や多年草の面的植栽(芝生を除く)	高さ0.3m以上の樹木を6本/m <sup>2</sup> 以上面的に植栽。 または高さ0.3m未満の樹木または多年草を16本/m <sup>2</sup> 以上(ただし、リュウノヒゲ、タマリユウ、セダム類は36本/m <sup>2</sup> 以上)面的に植栽	1m <sup>2</sup> 当たり 8,000円以内
5分張り以上の芝張り	芝生を5分張り以上で植栽	1m <sup>2</sup> 当たり 2,500円以内
プランター等(100L以上)の設置	容積が1基100L以上のプランター等を安定的に設置	1基当たり 15,000円以内
舗装等の撤去	緑化を目的として既存の舗装や縁石等を撤去	1m <sup>2</sup> 当たり 3,000円以内
ブロック塀等の撤去	緑化を目的として既存のブロック塀等を撤去	1m当たり 5,000円以内

工事の着工前に現地確認及び助成に関する申請が必要です

一定規模以上の駐車場の設置は「世田谷区みどりの基本条例」に基づく「みどりの計画書」の届出が必要です。この場合、「みどりの計画書」の届出及び緑化基準遵守が助成の要件となります

## お問い合わせ先

世田谷区 みどり33推進担当部 みどり政策課 みどり保全・創出担当

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎)

電話:03-6432-7902 FAX:03-6432-7989

